

ごみの出し方・ごみ袋が 4月1日から変わります。

4月からごみ処理施設が東総地区広域市町村圏事務組合で運営する「東総地区クリーンセンター」に変わります。同時にごみの出し方や指定ごみ袋も変更になるので、お知らせします。

▽分別区分について

収集場所	区分	収集回数
ごみステーション	普通ごみ	週2回
	カン	月1回
	ビン	月1回
	ペットボトル	月2回
	金属類	月1回（有害ごみと同じ日）
	紙類	月2回
	衣類	月1回
	有害ごみ	月1回（金属類と同じ日）
施設へ直接持ち込み	粗大ごみ	月曜日～土曜日
回収ボックス	小型家電	設置場所の開庁時間

- 詳しくは今回配布するごみカレンダー、ポスター、ごみ品目別一覧表をご覧ください。
- スプレー缶、ガスボンベ、ライターなど爆発する恐れがあるものは必ず有害ごみとして出してください。

▽新指定ごみ袋について

現在の指定ごみ袋

種類	金額
可燃ごみ（大）・45ℓ	466円
可燃ごみ（中）・30ℓ	319円
可燃ごみ（小）・15ℓ	177円
不燃ごみ・45ℓ	466円
資源ごみ（大）・45ℓ	187円
資源ごみ（小）・20ℓ	103円



新指定ごみ袋

種類	金額
普通ごみ（大）・45ℓ	450円
普通ごみ（小）・20ℓ	200円
資源ごみ（大）・40ℓ	200円
資源ごみ（小）・20ℓ	100円

- 新ごみ袋は3月15日から販売、4月1日から使用できます。
- 現在のごみ袋は3月27日で販売終了です。
- 現在のごみ袋は、可燃・不燃は新ごみ袋（普通）として、資源は新ごみ袋（資源）として、9月30日まで使えます。

不法投棄や

野焼きは犯罪です！

○不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理(市の指定ごみ袋に入れて決められたごみステーションに出す等)しないで、みだりに道路や山林、空き地などに捨てる行為です。

不法投棄は、私たちの住むまちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与える悪質な行為です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で不法投棄を禁止するとともに、重い罰則を定めています。

○野外焼却(野焼き)とは、廃棄物を法律に定められた構造基準を満たす焼却設備を用いずに燃やすことです。

野外焼却(野焼き)は、一部の例外を除き禁止されています。

煙・スス・悪臭等によりご近所に迷惑をかけるばかりではなく、塩化水素やダイオキシン類などの有害物質発生や火災の危険もあります！

野外焼却をした場合も罰則があります。

●不法投棄や野焼きをした場合の罰則●

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、
またはその両方が科せられます。

(法人の場合は3億円以下の罰金)